

弁理士活動の充実に向けた取組について

1. 検討の背景

平成 26 年 2 月に取りまとめられた産業構造審議会知的財産分科会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」を踏まえ、平成 26 年法改正において、弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することについて、弁理士の使命として明確化された¹。

こうした中で、経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権の廃止²といった弁理士の自治の拡大や特許等の出願以前の段階における相談業務の明確化³等も行われたところである。

もとより弁理士の自治が適正に行われることは当然ではあるが、今回の法改正では、弁理士に対する期待の高まっている中で弁理士が多様なユーザーニーズにこたえていくことがより一層求められていることを踏まえたものである。例えば、イノベーションの促進に向けて、特に、中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くきめ細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からの国際特許出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高まっている。

日本弁理士会においては、すでに「日本弁理士会における自治等の取組について」⁴に掲げる事項を中心に取り組んできたが、こうした期待に応えるべく、弁理士活動の充実に向けて、より一層の取組が期待されている。

2. 弁理士の適正な業務遂行に関する規程の充実にについて

(1) 問題の所在

弁理士への期待が高まってきている一方で、依頼者に対して配慮が欠けている弁理士の事例が見られることも指摘されている。具体的には、(ア) 受任時の合意書作成、(イ) 預かり金の分別管理、(ウ) 悪質事案の早期公表、等が挙げられる。

¹ 弁理士法第 1 条

² 弁理士法第 72 条

³ 弁理士法第 4 条第 3 項 3 号

⁴ 産業構造審議会知的財産分科会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」（平成 26 年 2 月）別添 I（P61～75）

(ア) 受任時の合意書作成について

- ・ 弁理士は、事件の受任に際し、報酬について依頼人に説明し、合意を得なければならない（会則第 41 条の 2、弁理士倫理第 9 条）。
- ・ また、依頼者と十分な意思の疎通を図り、事件の内容及び依頼の目的を的確に把握し、受任した事件の処理について必要な説明及び助言を行わなければならない（弁理士倫理第 9 条の 2）⁵。
- ・ しかしながら、報酬の説明及び事件の処理の説明の内容について、書面を作成すべきとする定めはなく、依頼者と認識に齟齬があったために、トラブルに発展したケースがみられる。

(イ) 預かり金の分別管理について

- ・ 弁理士は、依頼者から①特許庁に納付すべき印紙代（預り金）と②手数料（報酬）等、という 2 種類の金員を受領している。
- ・ しかしながら、①と②を分別して管理すべきとする定めはなく、①と②を混同し、トラブルに発展したケースがみられる。

(ウ) 悪質事案の早期公表について

- ・ 日本弁理士会では、苦情申立てから弁理士会による処分まで数か月から数年を要している一方、悪質事案であっても、処分前に公表する制度等は有しておらず、その間に被害が拡大したケースがみられる。

このような中で、他士業においては、「使命」の自覚を促すとともに、業務運営や倫理等について具体的・詳細な規程やルールを定めている⁶のに対して、日本弁理士会では、弁理士倫理として 12 か条の条文を定めているにすぎず、その規定ぶりも抽象的なものが多い。上記（ア）－（ウ）の例を踏まえれば、業務運営等の具体的なルールが不十分であることが、問題のある事案等を誘発しているおそれがあるとも考えられる。

平成 26 年法改正により、弁理士法において使命が明確に位置付けられ、弁理士各々に対する期待が高まっている一方、日本弁理士会においては、このような観点での検討について、まだ十分な議論が進んでいないのではないか。あわせて、こうした検討の進捗を含めて、日本弁理士会における取組の透明性を高め、適正な自治を担保するためのチェック体制も必要ではないか。

⁵ 弁理士倫理第 9 条の 2 については、ガイドラインも作成されており、また各事務所に対して、新規受任時の合意形成チェックリストの作成が推奨されている（後掲の「弁理士業務標準」に掲載）。

⁶ 参考 1 参照

(2) 対応の方向性

日本弁理士会において、他士業の例を参考に、弁理士がその使命を改めて自覚し、適正な業務運営についての具体的・詳細な規程やルールを設けることが必要ではないか。

また、適正な弁理士自治を担保するためのチェック体制としては、例えば、最小限の監督権限の 1 つとして維持している経済産業大臣による報告徴収又は立入検査（弁理士法第 71 条）を定期的実施⁷することも考えられる。

3. 相談業務の定着に向けた取組について

(1) 問題の所在

相談業務については、平成 12 年法改正により権利活用時の契約関連の相談業務が弁理士の標榜業務として法律上に明記されたが、権利活用時のみならず出願以前からの一貫した弁理士による支援を可能とするため、平成 26 年法改正により特許等の出願以前の段階における相談業務も法律上で明確化された。

しかし、権利活用時の相談業務も含めて弁理士による相談業務については、いまだ定着していないのではないかと指摘がある。具体的には、弁理士業務の大半が出願関連業務となっており⁸、相談業務といっても実態的には出願に付帯して行っているにすぎないこと、その要因は、弁理士の収益構造が出願関連業務に依存しているからではないかといった意見がある。この点、特許事務報酬（弁理士手数料）に関するアンケート結果⁹を見ても、相談料については、出願料金に含めて請求するケースが多く、また低額料金の場合には無料で行っているケースも含まれていると考えられる。また、相談業務を行っていくための能力育成についても、弁理士がコンサルティング業務を行えるようになるには、座学のみならず、企業の現場を理解する必要があるため、現在の研修カリキュラムを見直すべきではないかといった意見がある。

国内の特許出願件数が以前ほどではなくなっていることもあいまって、今後、出願関連業務以外の業務、特に中小企業のニーズが高い相談業務の果た

⁷ 弁理士法第 71 条による立入検査は平成 12 年の全部改正により導入されて以降、一度も行われていない。他方、同様に監督官庁が立入検査等の権限を有している公益法人については、概ね 3 年に一度を目途として立入検査を実施することとされている（「立入検査の考え方」（平成 21 年 12 月 24 日、内閣府））。

⁸ 参考 2 参照

⁹ 参考 3 参照。日本弁理士会では、依頼者に弁理士報酬のおおよそのところを知って貰うために、特許事務所を経営する弁理士にアンケート調査を平成 15 年、18 年、21 年に実施している。相談業務については、平成 18 年に調査したのみであり、その結果を参考としている。

すべき役割はますます高まっている。

日本弁理士会においては、すでに弁理士知財キャラバン等の取組を行っているところではあるが、弁理士による相談業務の定着化に向けては、更なる取組が望まれるのではないか。

(2) 対応の方向性

弁理士による相談業務の定着に向けて、弁理士の収益構造と能力育成の観点から、日本弁理士会において、更なる取組の実施が望まれるのではないか。

具体的には、日本弁理士会が実施する「弁理士知財キャラバン」については、弁理士の収益構造の観点からは、ユーザーが弁理士による相談業務を有益であることを実感するのに役立っている。また、同キャラバンでは、座学のみならず実践的な研修を行っており、弁理士の能力育成にも役立っている。このため、同キャラバンについては、適宜、必要な見直しを行いつつ、これを中長期的に継続実施していくことが期待される。

更なる取組としては、出願関連業務に依存した収益構造から脱却を図るために、日本弁理士会において、現在の弁理士の収益構造における相談業務の実態を把握するとともに、他士業における相談業務報酬の実態を調査・分析し、その結果を「弁理士業務標準」¹⁰に反映する等により、会員に周知すること等が有益ではないか。

能力育成にあたっては、「弁理士知財キャラバン」のみならず、日本弁理士会で行っている他の研修についても、企業の現場を踏まえた実践的な内容とすべく、カリキュラムの見直しを行うことが有効ではないか。その際、中小企業のみならず、大企業も含んだ産業界の意見をヒアリングし、適宜、研修内容に反映させることが重要ではないか。この点、研修以外の方法（「弁理士業務標準」への反映等）についてもあわせて検討することが効果的ではないか。

¹⁰ 日本弁理士会が会員向けに作成する、弁理士業務に関する指針をまとめたもの。平成 20 年より毎年作成。

＜参考 1＞ 士業における倫理関連規程について

	弁護士	公認会計士	司法書士	弁理士
法における使命規定	有 (第 1 条)	有 (第 1 条)	無	有 (第 1 条)
倫理に関する規程	有	有	有	有
規程名称	弁護士職務基本規程	倫理規則	司法書士倫理	弁理士倫理
条文数	82 か条	42 か条	92 か条	12 か条
使命の自覚・達成	有 (第 1 条 ¹¹)	有 (制定文 ¹²)	有 (第 1 条 ¹³)	無
預り金の分別管理	有 (第 38 条 ¹⁴)	有 (第 27 条 ¹⁵)	有 (第 32 条 ¹⁶)	無
受任時の合意書作成	有 (第 30 条 ¹⁷)	無	無	無
悪質事案の早期公表制度	有 ¹⁸	無	無	無

¹¹ 弁護士職務基本規程第 1 条 弁護士は、その使命が基本的人權の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努める。

¹² 日本公認会計士協会倫理規則制定文 (前略) 日本公認会計士協会 (以下「本会」という。) は、会員がその社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え得るよう、その職責を果たすために遵守すべき倫理の規範として、ここに倫理規則を定める。(後略)

¹³ 司法書士倫理第 1 条 司法書士は、その使命が、國民の権利の擁護と公正な社会の実現にあることを自覚し、その達成に努める。

¹⁴ 弁護士職務基本規程第 38 条 弁護士は、事件に関して依頼者、相手方その他利害関係人から金員を預かったときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない。

¹⁵ 日本公認会計士協会倫理規則第 27 条 会計事務所等所属の会員は、原則として、依頼人の金銭その他の資産を保管してはならない。ただし、それが法令等によって許容されるものである場合はこの限りでないが、この場合、管理する会計事務所等所属の会員に課された追加的な法律的な義務を遵守する必要がある。

2 他人の金銭その他の資産を預かった会計事務所等所属の会員は、次のことを全て守らなければならない。

一 その資産を個人や会計事務所等の資産とは別に保管すること。

二～四 (略) その資産を意図された本来の目的に限定し使用すること。

3 (略)

¹⁶ 司法書士倫理第 32 条 司法書士は、依頼者から又は依頼者のために預り金を受領したときは、自己の金員と区別して管理しなければならない。

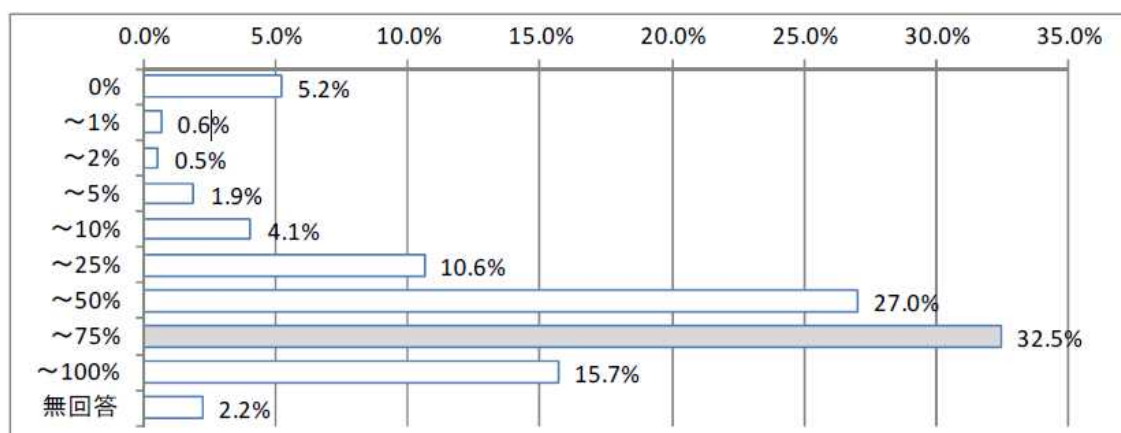
2 (略)

¹⁷ 弁護士職務基本規程第 30 条 弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを作成する。

2 (略)

¹⁸ 日本弁護士連合会では、弁護士自治に対する社会の信頼を維持するため、平成 14 年の「綱紀・懲戒制度の改革に関する基本方針」により、「懲戒処分等の公表の拡充」として、①非行の存在を認めるに足る相当な理由があること、②信用失墜又は被害拡大の明白性、③緊急の必要性などを要件として、処分前に公表する制度を導入している。

＜参考 2＞ 弁理士業務に占める出願関連業務の作業時間の割合（過去 3 年間）¹⁹

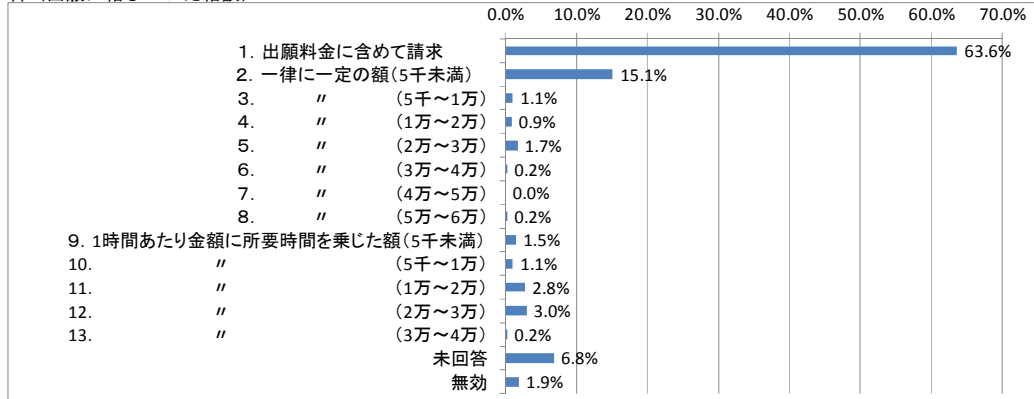


縦軸：弁理士業務に占める出願関連業務の作業時間の割合 横軸：回答者の割合

¹⁹ 平成 24 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」報告書資料編 p. 83

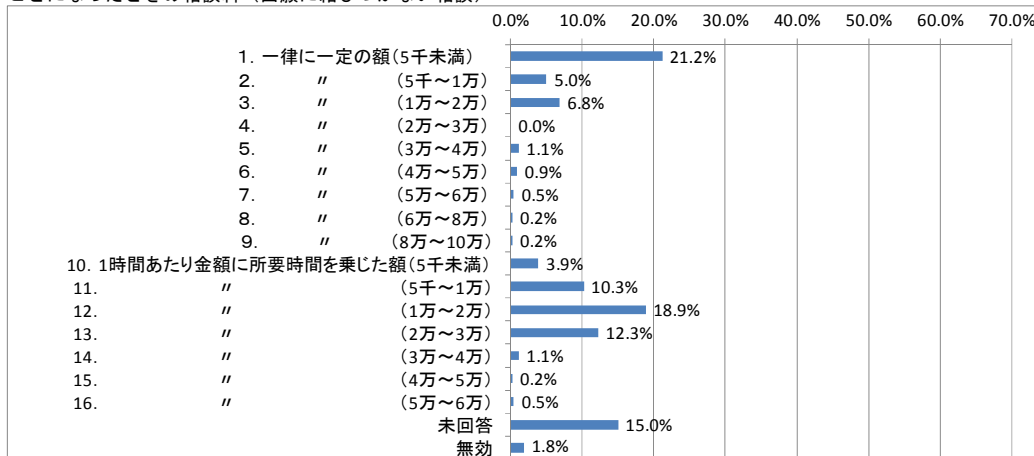
＜参考 3＞ 平成 18 年特許事務報酬（弁理士手数料）に関するアンケート結果 （相談業務部分を抜粋・加工したもの）

(1) 依頼人からの説明聴取、発明内容拡張又は抽象化のための助言を含む打合せを行った後に特許出願をしたときの相談料（出願に結びついた相談）



1. 出願料金に含めて請求	299 人	63.6%
2. 一律に一定の額(5千未満)	71 人	15.1%
3. " (5千～1万)	5 人	1.1%
4. " (1万～2万)	4 人	0.9%
5. " (2万～3万)	8 人	1.7%
6. " (3万～4万)	1 人	0.2%
7. " (4万～5万)	0 人	0.0%
8. " (5万～6万)	1 人	0.2%
9. 1時間あたり金額に所要時間を乗じた額(5千未満)	7 人	1.5%
10. " (5千～1万)	5 人	1.1%
11. " (1万～2万)	13 人	2.8%
12. " (2万～3万)	14 人	3.0%
13. " (3万～4万)	1 人	0.2%
未回答	32 人	6.8%
無効	9 人	1.9%
小計	470 人	

(2) 依頼人からの説明聴取、発明内容拡張又は抽象化のための助言等を含む相談打合せを行った結果、特許出願をしないことになったときの相談料（出願に結びつかない相談）



1. 一律に一定の額(5千未満)	93 人	21.2%
2. " (5千～1万)	22 人	5.0%
3. " (1万～2万)	30 人	6.8%
4. " (2万～3万)	0 人	0.0%
5. " (3万～4万)	5 人	1.1%
6. " (4万～5万)	4 人	0.9%
7. " (5万～6万)	2 人	0.5%
8. " (6万～8万)	1 人	0.2%
9. " (8万～10万)	1 人	0.2%
10. 1時間あたり金額に所要時間を乗じた額(5千未満)	17 人	3.9%
11. " (5千～1万)	45 人	10.3%
12. " (1万～2万)	83 人	18.9%
13. " (2万～3万)	54 人	12.3%
14. " (3万～4万)	5 人	1.1%
15. " (4万～5万)	1 人	0.2%
16. " (5万～6万)	2 人	0.5%
未回答	66 人	15.0%
無効	8 人	1.8%
小計	439 人	

- アンケート実施期間：平成 18 年 11 月 30 日
～ 平成 19 年 1 月 31 日
- アンケート対象者：特許事務所又は特許業務法人を経営する弁理士（2,750 名）
- アンケート回答数：452 件（有効回答数は、回答項目により異なる）